

1 用語解説

【あ行】

アクセシビリティ

年齢や障害の有無に関係なく、誰でもさまざまな製品、サービスを支障なく利用できること。

意思疎通支援事業

点訳や音訳、手話通訳者を設置し、聴覚・言語機能、視覚に障害のある人に対して手話通訳者を派遣する事業や要約筆記者を派遣する事業等を通じて、障害のある人の意思疎通の仲介等の支援を行うサービス。

一般就労

労働基準法および最低賃金法にもとづく雇用関係による企業への就労。

移動支援事業

屋外の移動が困難な障害のある人などに対して、社会参加や余暇支援を促進するためにヘルパーを派遣し、外出の際の移動を支援するサービス。

医療的ケア

医師の指導の下、保護者や看護師が日常的、応急的に行っている経管栄養、たんの吸引等の医療行為のこと。

インクルージョン（教育）

人間の多様性の尊重等を強化し、障害のある子どもが精神的および身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にする目的の下、障害のある子どもと障害のない子どもがともに学ぶ仕組みのこと。

【か行】

基幹相談支援センター

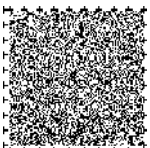
地域の実情に応じて、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、障害のある人の権利擁護等の業務を行い、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関。

機能訓練

地域生活を営む上で身体機能・生活能力の維持・向上などのため、支援が必要な身体障害のある人等を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービス。

共同生活援助（グループホーム）

障害のある人が、地域において自立した日常生活を営むために共同生活を行う住居で、相談や日常生活の援助、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービス。



居宅介護

ヘルパーが居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行うサービス。

ケアマネジメント

生活困難な状態になり、援助を必要とする利用者が迅速かつ効果的に、必要とされる全ての保健・医療・福祉サービスを受けられるように調整することを目的とした援助展開の方法。

権利擁護

知的障害、精神障害のある人など、判断能力が不十分な人や日常生活に不安のある人が、地域社会で自立して生活するために、日常的な金銭管理や必要な福祉サービスの利用を支援すること。

高次脳機能障害

外傷性の脳損傷や脳血管障害の後遺症として、記憶能力の障害、集中力や考える力の障害、行動の異常、言葉の障害等が生じること。

合理的配慮

障害のある人が日常生活や社会生活で受ける様々な制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、障害のある人に対し、個別の状況に応じて行われる配慮のこと。障害者差別解消法では、国の機関や地方公共団体等に、合理的配慮の提供を義務化している。東京都の「障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」では、国の機関や地方公共団体に加え、民間事業者にも合理的配慮の提供を義務化している。

【さ行】

児童発達支援

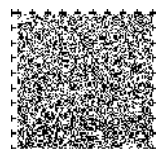
未就学の障害のある子どもについて、障害の特性に応じ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の集団療育および個別療育を行うサービス。

児童発達支援センター

児童発達支援に加えて、施設の有する専門的機能を活かし、地域の障害のある子どもやその家族への相談、障害のある子どもを預かる施設への援助、助言をあわせて行うなど、地域における中核的な療育施設。

就労移行支援

一般企業への就労を希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じ、一般企業への雇用または在宅就労等が見込まれる人に、一定期間、就労に必要な知識および能力を修得するための訓練や、求職活動に関する支援等を行うサービス。



就労定着支援

就労に向けた一定の支援を受けて一般就労に移行した障害のある人について、就労の継続を図るため、就労に伴う環境変化により生じている生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整や課題解決に向けて必要となる支援を行うサービス。

障害者優先調達支援法

障害者就労施設等で就労する障害者の経済面の自立を図るため、国や地方公共団体等が、物品等を調達する際に、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進するために平成25年4月1日に制定された法律。

自立訓練

地域生活を営む上で身体機能・生活能力の維持・向上などのため、支援が必要な身体障害のある人等を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービス。

自立生活援助

入所施設やグループホーム等から一人暮らしへ移行した障害者について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、定期的な巡回訪問や随時の対応により、生活上の問題を把握し、必要な情報の提供や助言等の援助を行うサービス。

生活訓練

地域生活を営む上で生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な知的障害・精神障害のある人を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービス。

生活介護

常時介護が必要である障害のある人に対して、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供するサービス。

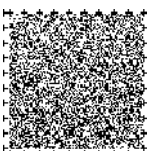
成年後見制度

契約における判断能力が不十分な方について、その能力を補充するために代理人等を定め、その方が悪徳商法の犠牲にされることを防ぐための制度。

【た行】

地域活動支援センター

地域活動支援センターⅠ型からⅢ型までである。Ⅰ型は、相談事業を実施することや専門職員を配置することにより、医療・福祉および地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施する。Ⅱ型は、地域において雇用・就労が困難な在宅の障害のある方に対し、機能訓練・社会適応訓練・入浴等を実施する。Ⅲ型は、地域の障害のある人のための援護対策として地域の障害者団体等が実施する通所による援護事業を実施する。



地域自立支援協議会

地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として市町村に設置される組織。地域の実態や課題等の情報を共有して、協働するネットワークであり、相談支援事業者、サービス事業者、保健医療・教育・雇用関係機関、障害者関係団体等で構成される。

地域福祉コーディネーター

住民の地域福祉活動を支援するため、専門的な対応が必要な事例への対応、ネットワークづくり、地域に必要な資源開発を行う。

地域包括ケアシステム

ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供できるような地域での体制。

特別支援教育

障害（発達障害を含む）のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導および必要な支援を行うもの。

【な行】

難病

原因が不明であったり、治療方法が確立していなかったり、後遺症を残す恐れがある病気をいう。

二次避難所

高齢者、障害のある人（子ども）、妊産婦、乳幼児、病弱者等避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする人を対象として、必要に応じて開設する避難所。

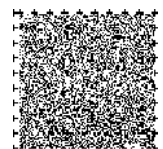
ノーマライゼーション

障害のあるなしに関わらず、誰もが同じように暮らせる社会こそがノーマルな社会であるとし、その実現に向けてさまざまな社会条件を整えていこうとする考え方。

【は行】

バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、床の段差の解消や、手すりの設置など物理的な障壁の除去を指すほか、より広く全ての人の社会参加を困難にしている物理的・社会的・制度的・心理的など全ての障壁の除去という意味でも用いられる。



保育所等訪問支援

保育所・養護施設等を利用中の障害のある子どもが、保育所・養護施設等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、当該施設を訪問し、集団生活適応のための訓練を実施するほか、当該施設のスタッフに対し支援方法の指導等を行うサービス。

放課後等デイサービス

学校通学中の障害のある児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供するサービス。

【や行】

ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

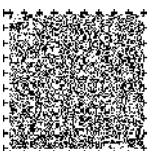
【ら行】

療育

障害のある子どもが社会的に自立することを目的として行われる医療と保育のこと。

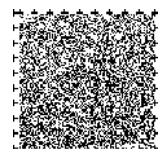
レスパイト

「休息」「息抜き」「小休止」という意味であり、障害福祉サービスなどを利用している間、介護をしている家族などが一時的に休息をとれるような支援を行うこと。



2 策定経過

年 月 日	内 容
平成 30 年 12 月～ 平成 31 年 1 月	基礎調査（アンケート）実施 配布数 2,000、有効回答数 949、有効回収率 47.5%
令和元年 7 月 23 日	第 1 回検討委員会 委嘱・委員会発足 委員長・副委員長選出について 検討委員会の進め方（開催予定）について 検討委員会会議傍聴取扱要綱について 障害者計画の期間について
8 月 26 日	第 2 回検討委員会 計画の策定にあたって 計画の体系見直し案について 計画の骨子案について
10 月 2 日	第 3 回検討委員会 障害者計画（素案）について
10 月 24 日	障害者団体・事業所説明会 障害者計画（素案）の説明
11 月 15 日 ～11 月 29 日	パブリックコメント 意見数（提出者数 6 人、意見 14 件） ※詳細次頁
12 月 17 日	第 4 回検討委員会 障害者計画（素案）について パブリックコメント結果について 障害者団体・事業所に対する説明会について
令和 2 年 2 月 21 日	第 5 回検討委員会 障害者計画（最終案）について
3 月	検討委員会より市長へ報告



3 パブリック・コメントの概要および結果

(1) 意見募集概要

ア 実施期間

令和元年 11 月 15 日（金）から 11 月 29 日（金）まで

イ 周知方法

- ・「広報おうめ」11 月 15 日号
- ・青梅市ホームページ

ウ 閲覧場所等

各市民センター、行政情報コーナー、中央図書館、障がい者サポートセンター、子育て支援センター、障がい者福祉課、健康課、子育て推進課

エ 意見受付方法

閲覧場所に備え付けの用紙または市ホームページからダウンロードした用紙へ意見や必要事項を記入の上、次のいずれかの方法で提出

- ・直接障がい者福祉課窓口へ提出
- ・郵送
- ・ファックス
- ・電子メール

(2) 募集結果

ア 意見提出者数 6 名

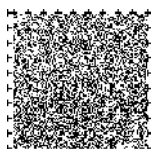
窓口	郵送	ファックス	電子メール
3 名	0 名	1 名	2 名

イ 意見の件数 14 件

第 1 章 計画の策定に当たって	第 2 章 障害者の現状	第 3 章 計画の基本的な考え方	第 4 章 基本施策別の取組
0 件	7 件	2 件	5 件

ウ 市の回答結果

意見を反映するもの	市の考え方を説明するもの	その他
5 件	5 件	4 件



4 検討委員会

① 設置要綱

青梅市障害者計画検討委員会設置要綱

1 設置

障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定にもとづく平成32年度から35年度までの第5期青梅市障害者計画（以下「障害者計画」という。）の策定に当たり、必要な事項の検討を行うため、青梅市障害者計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 所掌事項

委員会は、障害者計画の策定に関し、必要な事項を検討する。

3 組織

委員会は、次に掲げる者につき、青梅市長（以下「市長」という。）が委嘱する委員13人以内をもって組織する。

- (1) 保健・医療関係者 2人
- (2) 学識経験者 1人
- (3) 障害当事者または家族の代表 5人
- (4) 指定障害福祉サービス事業者の代表 2人
- (5) 民生・児童委員の代表 1人
- (6) 学校教育関係の代表 1人
- (7) 自立支援協議会の代表 1人

4 委員の任期

委員の任期は、第8項に規定する報告のあった日までとする。

5 委員長および副委員長

- (1) 委員会に委員長および副委員長を置く。
- (2) 委員長および副委員長は、委員が互選する。
- (3) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (4) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

6 会議

委員会の会議は、必要に応じて市長が招集し、委員長が議長になる。

7 意見の聴取等

委員会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求めて意見を聴き、または、資料の提出を求めることができる。

8 報告

委員長は、委員会の検討結果を市長に報告する。

9 庶務

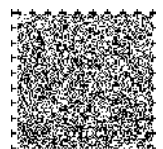
委員会の庶務は、障がい者福祉課において処理する。

10 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

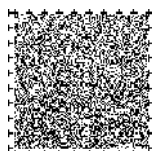
11 実施期日

この要綱は、平成31年4月1日から実施し、第8項に規定する報告のあった日の翌日をもって廃止する。



② 名簿

選出区分	役 職	氏 名	備 考
保健・医療関係者	二俣尾診療所院長	ば ば じゅん 馬 場 潤	
	西多摩保健所保健対策課長	みなもと ま き 源 真 希	
学識経験者	東京都立青峰学園校長	とよ だ えい じ 豊 田 栄 治	委員長
障害当事者または 家族の代表	公益社団法人東京都盲人福祉協会 青梅支部会長	おお の き いちろう 大 野 喜一郎	
	青梅市重症心身障害児(者)を守る会 会長	とも なが やす こ 朝 長 靖 子	
	青梅手をつなぐ親の会 代表	なが の はつ み 永 野 初 美	
	青梅精神障害者ピアサポートグループ 「ぶ〜け」事務局	し みず ま り 清 水 麻 里	
	青梅精神保健福祉家族会 ほっとスマイル 世話人代表	えん どう み よ こ 遠 藤 美代子	
指定障害福祉 サービス事業者の 代表	社会福祉法人 かすみの里施設長	やま した のぞみ 山 下 望	副委員長
	社会福祉法人 友愛学園成人部施設長	みや ざき けい た 宮 崎 啓 太	
民生委員・ 児童委員の代表	青梅市民生児童委員合同協議会 障害者研究部会副部会長	こ ばやし まさ み 小 林 正 美	R1. 11. 30 退任
学校教育関係者の 代表	青梅市立第三中学校長	かわ くぼ きみ お 川 窪 公 夫	
自立支援協議会の 代表	青梅市社会福祉協議会福祉相談係長	えん どう あけ み 遠 藤 朱 美	



5 青梅市における福祉施設等の配置のあり方に関する基本方針

当市では、福祉施設等の配置のあり方について、次のとおり定めています。

なお、「青梅市総合長期計画」によるまちづくりの基本方針に沿い、必要に応じ見直しを検討します。

1 基本方針策定の主旨

青梅市（以下「市」という。）においては、自然に恵まれた暮らしやすい居住環境や、近年における福祉分野への積極的な事業者の進出などを背景に、高齢者福祉施設および障害者福祉施設ならびに長期入院を伴う医療施設（以下「福祉施設等」という。）が多く配置されているが、なお、建設希望があり、その対応に苦慮している。

一方、近年の福祉サービスは多様化が図られてきており、在宅福祉が充実されてきている。また、国および東京都により従来の施設サービスとは異なり、地域に溶け込み、小規模で家庭的な共同生活を営むことのできるサービス施策が推進されている。

これらのことから、高齢者や障害者を含む全ての住民にとって、住み慣れた地域での人と人とのふれあいの中で、持続可能な市民福祉を希求していくとともに、福祉施設等について地域住民に充足されているか否かの観点に立ち、今後の福祉施設等の配置のあり方に関し、市の基本方針を定めるものとする。

2 基本方針

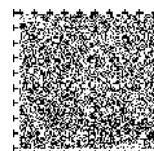
今後の青梅市における福祉施設等の配置のあり方に関する基本方針について、平成 10 年 3 月の「青梅市における特別養護老人ホームに関する検討懇談会」提言によるとともに、当分の間、次の各号の区分にもとづき、意見を述べ必要な要請を行っていくものとする。

具体的な指標を必要とする場合は、青梅市高齢者保健福祉計画、青梅市介護保険事業計画、青梅市障害者計画、青梅市障害福祉計画および青梅市障害児福祉計画に示すものとする。

(1) 定員・施設増の必要がない施設

ア 次に掲げる施設については、定員・施設増の必要がない。

- (ア) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- (イ) 介護老人保健施設（老人保健施設）
- (ウ) 介護医療院
- (エ) 介護療養型医療施設
- (オ) 有料老人ホーム（高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）第 5 条第 1 項の登録を受ける有料老人ホームを除く。）
- (カ) 軽費老人ホーム
- (キ) 養護老人ホーム
- (ク) 主に療養病床および精神病床を有する医療施設



(ケ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）に定める入所または入居を伴う施設および日中活動支援施設。ただし、重度の身体障害者または身体障害と知的障害の重複する障害者のための入所施設、主に知的障害者のための日中活動支援施設および障害者グループホーム（主たる対象が精神障害者であるものを除く。）を除く。

イ 前記アに掲げる施設で既存のものを整備する場合の基本方針は、次のとおりとする。

(ア) 定員 100 名未満の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）を整備する場合は、定員 100 名まで定員増ができるものとする。

(イ) 介護療養型医療施設については、次に掲げる施設への転換を認めるものとする。この場合においては、現行定員の範囲内で施設増ができるものとする。

a 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

b 介護老人保健施設（老人保健施設）

c 有料老人ホーム（高齢者の居住の安定確保に関する法律第 5 条第 1 項の登録を受ける有料老人ホームを除く。）

d 軽費老人ホーム

e 介護医療院

(ウ) 療養病床を有する医療施設については、介護医療院への施設の転換を認めるものとする。この場合においては、現行定員の範囲内で施設増ができるものとする。

(エ) 前記(ア)、(イ)または(ウ)以外で既存福祉施設等を整備する場合は、現行定員の範囲内とする。

(2) 定員・施設増を検討する必要がある施設

次に掲げる施設については、当面、定員・施設増の必要はないが、今後の市民の入所予測にもとづき定員が不足する場合には、新規の設置および既存福祉施設等の整備により、ふさわしい定員を検討していく。

ア 重度の身体障害者または身体障害と知的障害の重複する障害者のための入所施設

(3) 一定程度の必要がある施設

次に掲げる施設については、サービスの多様性と地域福祉の観点から一定程度の必要があり、それぞれの計画の中でふさわしい定員について検討する。また、設置に当たり市民の入所が図られる必要がある。

ア 認知症高齢者グループホーム

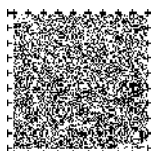
イ 高齢者の居住の安定確保に関する法律第 5 条第 1 項の登録を受ける有料老人ホーム

ウ 障害者グループホーム（主たる対象が精神障害者であるものを除く。）

エ 主に知的障害者のための日中活動支援施設

3 実施期日

この基本方針は、平成 14 年 10 月 1 日から実施する。



4 経過措置

- (1) この基本方針の一部改正は、平成 17 年 4 月 1 日から実施する。
- (2) この基本方針の一部改正は、平成 18 年 7 月 1 日から実施する。
- (3) この基本方針の一部改正は、平成 20 年 8 月 26 日から実施し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 2 項第 1 号ア(セ)および(ソ)に規定する施設が、法内施設へ移行を検討できる期限は、平成 24 年 3 月 31 日までの国が定める施設の移行猶予期間を限度とする。
- (4) この基本方針の一部改正は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。
- (5) この基本方針の一部改正は、平成 24 年 4 月 1 日から実施し、改正後の第 2 項第 1 号ア(エ)および同号イ(イ)の規定は、平成 23 年 10 月 20 日から適用する。ただし、改正後の第 2 項第 1 号ア(キ)に掲げる主に精神科病床を有する医療施設のうち、すでに市内に存するものを運営する者が、平成 27 年 3 月 31 日までの間において、市内にある当該医療施設について国の定める規模に準ずる病床数の削減を図るため、障害者グループホーム（主たる対象が精神障害者であるものに限る。）を市の基本的な考え方に添って整備する場合に限り、当該施設については、削減される病床数の 2 割程度の定員数を限度として、一定程度の必要がある施設とみなすことができるものとする。
- (6) この基本方針の一部改正は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。
- (7) この基本方針の一部改正は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。
- (8) この基本方針の一部改正は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。
- (9) この基本方針の一部改正は、平成 30 年 7 月 1 日から実施する。

